

別表の改正のうち金額に変更がない箇所を網かけとした。

前橋市道路占用料徴収条例新旧対照表

改正案				現行			
別表(第2条関係) 道路占用料金表				別表(第2条関係) 道路占用料金表			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	510円
	第2種電柱		870円	第2種電柱	第2種電柱		790円
	第3種電柱		1,200円	第3種電柱	第3種電柱		1,100円
	第1種電話柱		510円	第1種電話柱	第1種電話柱		460円
	第2種電話柱		810円	第2種電話柱	第2種電話柱		730円
	第3種電話柱		1,100円	第3種電話柱	第3種電話柱		1,000円
	その他の柱類		51円	その他の柱類	その他の柱類		46円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5円	5円
	地下に設ける電線その他の線類		3円	地下に設ける電線その他の線類		3円	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450円	450円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270円	270円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910円	910円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420円	郵便差出箱及び信書便差出箱		380円	380円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900円	1,900円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910円	910円
	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270円

	の			
	外径が1メートル以上			610円
	のもの			
法第32条	自法第2条	地下に設		3円
第1項第3	動第2項第5	けるもの		
号に掲げ	運号に規定	その他の		10円
る施設	行する自動	もの		
	補助	運行装置		
	助	による検		
	設	知の対象		
		として設		
		置する導		
		線その他		
		の線類		
	道路の構造又は交	1本につき1年		810円
	通の状況を表示す			
	る標示柱その他の			
	柱類			
	その他の	上空に設	占用面積1平方	510円
	もの	けるもの	メートルにつ	
		地下に設	き1年	300円
		けるもの		
	その他のもの			1,000円
法第32条	第1項第4号に掲げる施設			1,000円
法第32条	地下街及び	階数が1の	Aに0.004	
第1項第5	地下室	もの	を乗じて	
号に掲げ			得た額	
る施設		階数が2の	Aに0.006	
		もの	を乗じて	
			得た額	
		階数が3以	Aに0.007	
		上のもの	を乗じて	
			得た額	
	上空に設ける通路			900円
	地下に設ける通路			540円
	その他のもの			1,000円
法第32条	祭礼、縁日その他の催	占用面積1平方		18円
第1項第6	しに際し、一時的に設	メートルにつ		
号に掲げ	けるもの	き1日		
る施設	その他のもの	占用面積1平方		180円
		メートルにつ		
		き1か月		
道路法施	看板(アーチ	一時的に	表示面積1平方	180円
行令(昭和	であるものを	設けるも	メートルにつ	
27年政令	を除く。)	の	き1か月	
第479号。		その他の	表示面積1平方	1,800円
以下「令		もの	メートルにつ	
という。)			き1年	
第7条第1	標識		1本につき1年	810円
号に掲げ	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1日	18円
る物件		その他の		
		催しに際		
		し、一時的		
		に設ける		
		もの		

	の			
	外径が1メートル以上			550円
	のもの			
法第32条	自法第2条	地下に設		3円
第1項第3	動第2項第5	けるもの		
号に掲げ	運号に規定	その他の		9円
る施設	行する自動	もの		
	補助	運行装置		
	助	による検		
	設	知の対象		
		として設		
		置する導		
		線その他		
		の線類		
	道路の構造又は交	1本につき1年		730円
	通の状況を表示す			
	る標示柱その他の			
	柱類			
	その他の	上空に設	占用面積1平方	460円
	もの	けるもの	メートルにつ	
		地下に設	き1年	270円
		けるもの		
	その他のもの			910円
法第32条	第1項第4号に掲げる施設			910円
法第32条	地下街及び	階数が1の	Aに0.005	
第1項第5	地下室	もの	を乗じて	
号に掲げ			得た額	
る施設		階数が2の	Aに0.008	
		もの	を乗じて	
			得た額	
		階数が3以	Aに0.01を	
		上のもの	乗じて得	
			た額	
	上空に設ける通路			930円
	地下に設ける通路			560円
	その他のもの			910円
法第32条	祭礼、縁日その他の催	占用面積1平方		19円
第1項第6	しに際し、一時的に設	メートルにつ		
号に掲げ	けるもの	き1日		
る施設	その他のもの	占用面積1平方		190円
		メートルにつ		
		き1か月		
道路法施	看板(アーチ	一時的に	表示面積1平方	190円
行令(昭和	であるものを	設けるも	メートルにつ	
27年政令	を除く。)	の	き1か月	
第479号。		その他の	表示面積1平方	1,900円
以下「令		もの	メートルにつ	
という。)			き1年	
第7条第1	標識		1本につき1年	730円
号に掲げ	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1日	19円
る物件		その他の		
		催しに際		
		し、一時的		
		に設ける		
		もの		

	その他のもの	1本につき1か月	180円
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	18円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	180円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	1,800円
	その他のもの		900円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1か月	180円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			100円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下(当該路面下の地下を除く。)	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
	に設けるもの		
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地を除外するものを除く。)	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
	に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.015を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐留場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて

	その他のもの	1本につき1か月	190円
幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19円
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	190円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	1,900円
	その他のもの		930円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	910円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1か月	190円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			91円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下(当該路面下の地下を除く。)	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	に設けるもの		
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地を除外するものを除く。)	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
	に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額

		得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額	
	令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.025を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.015を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額	
	令第7条第14号に掲げる施設	Aに0.031を乗じて得た額	
備考	省略		備考 省略